

時事新報

領事裁判權無効の布告に就て

日本政府は本月十四日勅令第六十四號を以て萬延元年六月十七日葡葡牙政府と締結したる條約中領事裁判權に關する條款は自今無効に歸する旨を公布したり今其條約の文面を案するに第五條に「葡葡牙臣民に對し惡事を爲せる日本人は日本司人にて糾し日本法度にて隨て罪す可し日本人或は外國の臣民に對し惡事を爲せる葡葡牙臣民はコンシユル或は其他の官人にて糾し葡葡牙の法度にて隨て罪す可し裁斷は雙方に於て偏頗なる可し」との明文あり所謂治外法權なるものにして條約中に此條を存する上は彼政府にては苟も同國人民の在留する日本の各居留地に必ず領事又は其他の適當なる官人を置きて正當に裁判を執行する義務あり即ち其二條に「葡葡牙國王は此條約にて葡葡牙貿易の爲めに開きたる日本の各港の中に在留するコンシユル或はコンシユルアゲントを命ず可し」との明文を掲げたる所以なり然るに近年來日本の法律は次第に完備し又その裁判の仕組も大に整頓して既に治外法權を存するの必要なきを認めたる折柄、同國政府の所爲を見るに唯一人の總領事を横濱に置くのみにて既に條約の明文に呼ばざる其處に此程同政府の都合にて其總領事を本國に呼ばし上、横濱在留の商人を其後任として日本人民の生命財產に關する貴重なる裁判權を一人の手に委任したりとは如何にも解す可らざる處置にして之を其儘に付するを得ず如何となれば目下日本各所の開港場及び居留地に在る葡葡牙人日本との間に交渉の事件を生ずるに當り我國人は何れの處に之を訴ふるやと云ふに從來の總領事其人さへも半官半商の身分にして實際の掛念少なからざるに其後任に至りては純然たる一商人にして法律裁判の事には曾て經驗なきものなりと云ふ斯る裁判の手に生命財產與奪の權を一任するやありては不安心の上なければなり即ち日本政府が斷然心を決し領事裁判權の無効を公布したる所以にして理由の最も明白なるものなれば彼政府に於ても此正理の處置に對しては一言の辭もなかる可し而して今回の處置は單に領事裁判權の條款を無効と爲したるものに過ぎざれば其他の條款は總て元の儘にして依然條約たるを失はざるが如くなれども實際に觀察すれば既に條約中の一箇條を廢棄したる以上は其全文も亦無効に歸するは自然の成行にして或は今後の行掛り次第同國人の居留を謝絶して悉く國外に退去せしむるに至るやも知る可らず今日と爲りては假令ひ彼よりして更に適當の領事を送り萬事條約の文面通り實行す可しとの申出あるも固より取合ふ可きものに非ざれば若し彼政府に於て永く平和懇親を旨とし且商賣貿易の關係を維持せんとするに於て更に我國に對して改めて新條約の締結を請求するの外に策ある可らば何れの新條約の條款は如何と云ふに從來と同様のものならんは我國に於て承諾せざるは無論、又彼政府の實際に於ても各居留地に領事を駐在せしむるが如きは財政上、許さざるの事情もなきに非ずと云へば勢、純然たる對等條約ならざるを得ず日本と諸外國との條約中に對等條約の例として見る可きものは明治二十二年七月に公布されたる墨西哥條約にして其條款を案するに從來の條約とは大に趣を異にして法律裁判の權を我に收めた

る其代りに内地雜居及び商賣營業の自由を彼に與へたるものなり今も葡葡牙政府が此際他國に率先して之と同様の條約を申出で目出たく締結を見るに至らんか表面に於ては治外法權を損するものなれども實際に同國人の利する所は尋常ならず即ち日本國中到る處に往來住居共に自由なるのみならず東京市街の中央に公然商店を開き大に營業するも勝手にして然かも其自由勝手は恰も葡葡牙の專賣として獨り占むる所のものなれば法權云々の談などは餘所にして却て大に満足せざるを得ず斯くて條約既に成りて其便利從前の比に非ずとあれば他の諸外國人も獨り葡葡人に利を占められて之を坐視す可きに非ず自耳義の如き和蘭の如き瑞西の如き何れ其例に倣はんとする中にも殊に伊太利の如きは獨卵生絲貿易の關係より内地商賣の自由を得るとあれば必す他に先じて現行條約の改訂を求むるとならん但し英吉利、佛蘭西、獨逸の如き大國に至りては如何なる去就を爲す可きや容易に知る可らずと雖も兎に角に内地雜居商賣自由の恩典に取殘さるゝは自家の利益に非ずとして自から治外法權を撤去し争ふて新條約の締結を希望するもの多きに至れば年來我國人の熱心盡力したる法權回復の一事も今回の處置の爲めに我より求めずして却て彼より求めらるゝとなり案外に手易き結果を見るものとあらんか我輩の竊に想像する所なり右は相手なる葡葡政府の手段如何に就て今後の成行を想像したるものなれども我輩の所見を以てすれば一個の商人をして領事の任に當らしむるものは獨り葡葡國のみに非ず和蘭の如き自耳義の如き丁抹の如き瑞西諸國の如き皆然らざるはなし或は其總領事に以て適任のもの置くも一人の總領事に各所の開港場居留地に生ずる交渉の事件を處理するは逆も叶はぬと云ふれば是種の諸國に對しても葡葡國同様、領事裁判權の無効を布告すると至當の處置なる可し元來彼國人が治外法權を主張する其理由を聞くに日本の裁判官は不慣にして何分にも生命財產の安全を托するに不安心なりと云ふに外ならざるが如し果して然らば今の商人領事の如き素明人の手に日本人民の生命財產を一任するは最も不安心の極にして吾々日本人の到底堪へ難き所なれば權利云々の談は姑く別として實際の必要より之を謝絶せざるを得ず即ち其理由は敢て日本人の新發明に非ず年來彼等の主張したる其數に從て正當の處置に及ぶものにもわれれば彼に於ては今更ら之に對するの辭ある可らず我國人が費用と努力とを費すして法律を改正し裁判組織の整備を勉めたるは畢竟日本人の生命財產を安全ならしめんにと外ならざるに然るに其計畫漸く緒に就きたる今日に至り條約國の不行固よりして商人等の裁判の爲めに内國人民の安全を妨げらるゝとは不都合千萬にして沙汰の限りなれば苟も不安心の虞あるものは誰れ彼れの剛なく今回の葡葡國と同様、領事裁判權無効の布告あらんものと我輩の希望に堪へざる所なり

鐵道

の由來を案するに其始めは一個の工事を取扱ふものとして工部省中の一局たるに過ぎざりしが其後工部省を廢するに際し鐵道の事業も追ひて發達して既に一個の工事に非ずとて之を獨立の廳として内閣の直轄に屬せしめられたる省の外に一個獨立の府あるは體裁の得たるものに非ず元來鐵道は國土に敷設するものなれば

其監督者なる内務省に屬するも適當ならんとして扱は今日まで同省に附屬したるものとならん然れども鐵道の事業は關係の極めて廣きものなれば若しも其關係よりして所屬を定むるとなれば軍事の點に於ては陸軍省に屬するも可なり商工業の點に於ては農商務省に屬するも可なり容易に決せざるが如くなれども我輩の所見を以てすれば鐵道の目的は詰り運輸交通の便を達するに外ならずして其趣きは電信郵便の事業と毫も異なる所なきものなれば西洋諸國の例の如く遞信省に附屬して始めて適當なる可し即ち今回の所轄替は此精神に出でたるものとして我輩の賛成する所なれども去るにても是邊の理由は我輩の説を待たずして何人も夙に知了す可き筈なるに今日に至り漸く其實行を見たるは如何なる次第なりやと云ふに即ち政府部内に行はるゝ折合と云ひ約合と云ふ其一種の情實の爲めに外ならずして之を詳説せんとすれば一篇の論說にて盡す可らざるのみならず或は鐵道の關係を離れて政治の實際にも論及せざるを得ず我輩の敢てせざる所なれば唯その處置の當を得たるを一言して茲に筆を擱くのみ

雜報

○取消 昨日の本紙雜報欄内政府と自由黨の風聞に就てと題する記事は事實相違のよしに付き取消す  
○皇太子殿下の御攝影 昨日午前七時學習院門内に十餘段の足場を造り中央正面に皇太子殿下の玉座を設け左右前後に校長、教員、各級生徒等千餘名は各々着席し神田淡路町の江木寫眞師が攝影したるよしなり  
○葡葡人の運動止む 曩に日本政府より葡葡國政府へ對し治外法權撤去の通知を爲したるや横濱在留の英佛人を始め他の歐洲人は孰れも日本政府の處置に不滿を抱き本國政府に建議して葡葡國を助けんとて大に運動し居りしに昨今更に運動を中止するに至りたる由は曾て前號の紙上に記せしが尙聞所によれば同伴に付ては居留の外人は孰れも商業會議所に會合し頻りに協議を凝したるに其說數派に分れ容易に一致せずして遂に中止するの止むを得ざるに至りたるものも如し右に付或る一派の説を聞くに日本政府が葡葡國政府に對し治外法權撤去の通知を爲すに就ては曩に日本政府より葡葡國政府へ對し專任領事を引上げるに於ては將來治外法權を撤去するに付異議あるに於ては至急回復されたとし申込みにして同政府に於ては更に何等の回答を爲さざらんが如し今回の事に及びしものにて畢竟葡葡國の處置緩慢より生ぜしものなれば今日に於て他國人が兎や角數變するも難なき事なりと云ひ又歐洲諸國と最惠條約を締結せし葡葡國が治外法權を撤去されしに付ては將來他國に及ぼす影響少なからざれば此際十分に保護して今日の條約の締結を結せしむべしと申出づるものありて甲論乙論評議一決せざりしより今日の處にては先づ投票入の要となり運動も至て靜謐となりたりと  
○伊太利新内閣員の人物評 伊太利に於てルヂニ侯の内閣に代り先組組織されし新内閣員は孰れも温和の人物なり故に其交渉の當時國民は左程感動せず從て外國人の批評も先年ルヂニ侯等がクリスロー氏の内閣に代りし時の如く噴々たりざりしに其開閣の重なる人々に付き批評したるを見るに  
○外務大臣フロン氏 是開閣中の最も能く人に知られ最も人望あり又最も新内閣に特色を與ふるの人なり氏は

既に七度まで海軍大臣たりたるの技術に乏しからざるは氏に最も適當なる職掌を以て外務の難職も必ず承らし千八百三十三年を以てチ員と共に左黨に屬す反對黨を率れども其才能に富むるとして總理大臣キョリツチー氏は在りしが爲め其後國會に於て從て今度此榮耀に上るものと温厚にして多くの敵を生ぜざるとして忍耐の精神あり今日の處に於ては珍らしきもの即ち物事の能あるが如くなれども反對黨を以て其困難なる地位に必要と爲りて斯く大統領が遠慮す